

# 人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県 12/1 (木) ~ 12/14 (水)

## 冬の交通事故防止運動

### ■夕暮れ時と夜間における歩行者・自転車の交通事故防止

夕暮れ時から夜間の時間帯に交通事故が多く発生しています。夕暮れ時や夜間に外出するときは、歩行者や自転車の運転者自らが反射材などを身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。

### ■横断歩道における歩行者優先の徹底

交通事故死者の多くは歩行者です。ドライバーは、常に歩行者への思いやりの意識を持って、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。歩行者は、横断歩道を渡る際にドライバーへの意思表示(ハンドサイン)を行い、安全な横断を心がけましょう。

### ■飲酒運転の根絶および危険運転などの防止

飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」を合言葉に幸手市から飲酒運転を根絶させましょう。飲酒運転や「あおり運転」は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。

### ■幸手市内の交通事故発生状況

2022年1月1日から10月15日までの期間に幸手市内で発生した人身交通事故の負傷者は99人(重傷12人)で、正午～午後2時にかけて国道4号線、市道などで追突による人身交通事故が多く発生しています。また、自転車乗車中の負傷者は15人(重傷6人)で65歳以上の高齢者が約60%と最も多くなっています。

### ■交通事故に遭わないために

年末に向け、日が暮れるのが日毎に早くなります。車両の運転者は、夕方早めのライト点灯、歩行者・自転車に乗車する人は、明るい色の服装および反射材の着用をお願いします。自転車に乗車する際は、ヘルメットの着用・車道は左側を通行・夜間はライトを点灯・一時停止場所では、必ず止まって左右の安全確認をお願いします。

問合せ 幸手警察署 ☎(42)0110  
危機管理防災課 ☎(43)1111 内線 583

### ■記念植樹式

記念植樹として、三ツ林衆議院議員、木村市長、梨本幸手市民まつりの会会長、宮杉市議会議長、吉良県議会議員、和栗副市長、佐伯幸手市民まつりの会実行委員長、小笠原大宮公園事務所長、梅澤県議会議員、山西教育長、日下部埼玉みずほ農業協同組合代表理事組合長、渡辺幸手市商工会副会長、松田幸手市区長会会長、幸手東ミニバスケットボールクラブのみなさん(植樹順)が植樹および水やりを行いました。

植樹はソメイヨシノ・オオシマザクラ・エドヒガンの3種。桜が親の世代から子どもの世代へと続くように願いが込められています。



左から さっちゃん、山西教育長、和栗副市長、木村市長、杉島入間市長、濱川入間副市長、いりてー

### ■入間市・幸手市連携交流協定締結式

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の埼玉県区間における東と西の玄関口を担う共通点をきっかけに、入間市・幸手市連携交流協定の締結式を執り行いました。

今後は、地域振興や観光、教育、防災などのあらゆる分野において、互いの市が持つ資源や魅力を活用し、よりよい関係を目指します。

木村市長は「市民の皆様にとっても新たな交流が生まれるきっかけになり、両市のより一層の発展となるよう期待しています。」とコメントしました。

交流事業の第一歩として、入間市がブースを出展し、狭山茶の試飲や販売を行い幸手市民まつりを盛り上げてくれました。

### 海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルに注意!

「事例」  
一人暮らしの母がカニの電話勧誘販売を受けた。業者は「昔なじみである。」と言って勧めてきたようで、母はその業者を悪い人ではないと思い、3万円分を申し込んだ。明後日に届くらしいが、母もやはり不要だと言つので解約したい。

海産物の電話勧誘や送り付けトラブルに関する相談が後を絶ちません。「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」「以前購入してもらったことがあり」と消費者の親切心や同情心、断りにくさにつけ込んだり、「買ってもらわないと困る」という強引な勧誘トラブルや、購入を断ったのに商品が届いたという相談が寄せられています。

また、一人暮らしの高齢者宅に大量の海産物があるのを家族や見守る人が見つけて不審に思い、消費者センターに相談するといったケースも見られます。

困ったときは…  
幸手市消費生活センター  
☎(43)1111 内線192  
消費者ホットライン ☎11008

①不要、不審な勧誘はきっぱりと  
②電話勧誘で購入を承諾したが、やめたい場合、法定書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフを行うことが可能です。  
③一方的に商品が届いた場合、代金は支払わず、送り主の名称や所在地の情報を控えて、受取拒否をしましょう。受け取ってしまった場合、商品は処分できますが、念のため送り主の名称などをメモしたり、商品の写真を撮るなどして経緯を控えておきましょう。商品代金の請求や弁償を求められても支払う必要はありません。また、支払ってしまった場合は返金を求めましょう。  
④高齢者の自宅に見慣れない商品や契約書がある、お金に困っているなど高齢者の様子に異変を感じた際は、すぐ本人に経緯を確認し、消費生活センターに相談しましょう。

### 社会保険料控除の所得申告参考資料の郵送

令和4年中に納付した国民健康保険税、65歳以上の介護保険料、後期高齢者医療保険料は、令和4年分の所得確定申告、市・県民税の所得申告の際に、「社会保険料控除」の対象となります。1月下旬に「所得申告参考資料」を郵送しますので、ご利用ください。

なお、65歳以上の人は、普通徴収(納付書・口座振替による納付)の人にのみ郵送します。特別徴収(年金天引きによる納付)の人は、1月下旬に日本年金機構などから郵送される「公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください。

問合せ  
国民健康保険税について  
納税課 ☎(43)1111 内線 152・FAX(43)1125  
介護保険料について  
介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600  
後期高齢者医療保険料について  
保険年金課 ☎(43)1111 内線 197・FAX(43)1125  
公的年金などの源泉徴収票について  
ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165

### 障害者控除対象者認定書の交付

所得税確定申告または、市・県民税の申告の資料として、対象となる人には、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。

受付 1月4日(水)から  
対象 65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人  
※身体障害者手帳などを取得している人は手帳により控除を受けることができます。

申請 申請書に必要事項を記入の上、直接介護福祉課へ  
※申請書は介護福祉課または、市ホームページから取得できます。  
※申請者の本人確認書類、代理人が申請する場合は本人からの委任状が必要です。

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600